

農業委員会だより

DAISEN City Agricultural Committee Public Relations

2012.10.1 No3



稲ホールクロープサイレージ(WCS)で 水田の有効利用と畜産振興に期待!

中仙地域の農事組合法人ドリームコントラクター中仙では、中仙地域を中心に近隣農家との契約面積の刈り取りからの一貫作業を8月下旬より実施。猛暑の続く毎日でしたが、稲刈り前に作業を終えるため、人も機械もフル動員し作業を進めていました。



今年も農地パトロールを実施します。

今年度も農業委員会では、耕作放棄地の発生を防止するため農地パトロール(農地利用状況調査)を実施いたします。一部地域では、既に6月から開始しておりますが10月の後半から11月にかけて一斉に実施する予定です。

耕作放棄地の解消には、改正農地法による遊休農地解消に向けた措置の適切な運用をしながら再生利用にも積極的に取り組む必要があります。特に、農用地区域にある耕作放棄地で一定の再生作業により耕作可能となると見込まれるものは、その森林化・原野化を防止し有効活用を図るため「耕作放棄地再生利用緊急対策」等を活用して優先的に再生利用に取り組むことが求められています。

ご注意!

納税猶予されている農地を耕作しないで放置している場合は、納税猶予が取り消され課税される場合があります。

農地法第3条の許可基準面積(下限面積)の設定について

農地を移動(売買、贈与、貸借)する場合、農地法に基づく農業委員会の許可が必要です。許可基準の一つに、受け手の農家の「許可後の耕作面積が50a以上になること」という規定があります。

この下限面積(50a)について、農業委員会は地域の実情に合わせて別段の面積を定めることができるようになりました。そして、毎年この別段の面積について検討することになっております。

平成24年6月7日開催の第8回大仙市農業委員会総会において下限面積について検討した結果、現行どおり50aとし、別段の面積を定めないこととしました。

これは、平成24年4月現在における50a未満の経営農家は全体の3割弱であり、規則の「下限面積に満たない農家の割合が4割を下回らないこと」に該当しないからです。また、大仙市の耕作放棄地の割合は1割未満であり、規則の「耕作放棄地が相当程度存在する場合は別段の面積を定めることができる。」に該当しないからです。

管内農業者等のご紹介

がんばる 農業生産法人

太田地域
アクリフォー太田

太田町東今泉地区は奥羽山脈真木水系の豊かな穀倉地帯で知られ北側に窪堰川、南側に第二田沢疎水系の典型的な扇状地です。

農業政策の一大転換期に翻弄されながら潜在的に抱える担い手不足、高齢化や後継者不足問題で方向性、進展性、将来は、もはや個別経営では見い出せ



ないとの思いで地域を変えようとして構成員4人で平成20年1月に特定農業法人を設立しました。そして、地域の協力をもらい3月に農用地利用改善団体を設立しました。それらが、前進して今年度から東今泉地区農地集積加速化事業(ほ場整備)を行って

います。
経営面積は30haで水稲、大豆、ダリア、ほうれん草、作業受託等です。

特徴として毎月給料と農作業労賃を出すことが経営努力により可能になっていることです。

経営は順調に進んでいます。オペレーターの後継者育成、ほ場整備後の規模拡大(農地集積)販路先開拓の課題もあります。

今後は、集落内農業の維持活性化を進め、農業環境を生かした農業体験学習



農業体験学習

や自然環境向上対策に努めたいと思います。

広報委員 小松 一男
(太田地域)

周年で働く農業を目指します。

中仙地域

館ノ内集落営農組合

私たちの館ノ内集落営農組合は、女性主導の園芸部門として枝豆を中心にそら豆や業務用キャベツ、雪下キャベツを取り入れながら周年で働く事を目標に取り組んでいます。

最初は、転作率30%を超える状態の中で、家にいる

お母さんたちと何か出来ないものかと考え、先ずは野菜生産組合をたちあげました。そして、集落内の不作付農地2haに枝豆を始めることからスタートしました。

平成18年には、集落営農組合を設立し、枝豆部門の引き受け組織として集落の転作田に作付けするようになりました。また、生産性の向上を図るため3年サイクルのブロックローテーションを取り入れながらの営農活動でした。今年度組合では、枝豆を約4haに作付け拡大したほか、そら豆20a、キャベツ



25aを作付けしています。通常作業は集落内のお母さん方が主体となり、枝豆収穫作業時にはバイトの人たちの手伝いをもらいながら時期を逃さないよう作業を進めています。年々重なることに難儀なことも出てきますが、まだまだ未熟な営農組合ですので支援機関をはじめ色々な方のご指導を受けながら、また集落の皆さんの協力を得ながら頑張りたいと思っています。今後ともご支援よろしくお願います。

広報委員 鈴木 清敏
(中仙地域)

仙北地域でアスパラガスの栽培に取り組んでいます。

仙北地域(下高梨)
新田長栄さん

就農前は、秋田県総合公社へ勤務していましたが、5年前に父親の体調不良に伴い公社を退職し本格的に農業を始めることになりました。現在は水稲及びアスパラガス(55a)の複合経営に取り組んでいます。今年のアスパラガスの生産は、猛暑の影響で昨年の収量からすると若干落ち込みそうですが、5月から8月までは高品質のA級品約1tを出荷することに成功しました。



アスパラガスの作業は、非常に労力を要するため除草作業や朝夕の収穫時にはパートを頼んでいます。また、出荷時には子どもからも応援をもらい家族総出で作業をしています。

今後の目標としましては、労働力を考えた規模拡大に努めると共に薬剤による防除回数を少なくする技術等を習得し安全で高品質なアスパラガスを消費者の皆様へお届けしたいと考えております。

就農にあたっては収入の面、人とのつながり、冬期間の仕事など心配なことが沢山ありました。地域の方々や農業関係者に助けられながら5年間アスパラガス栽培を続けられたことに対し心から感謝しています。まだまだ未熟者で時間はかかりますが、今までの経験と指導を受けながら更なる力強い農業を目指したいと思っています。

西部地区でもそばの作付けが年々増加しております。



広報委員 黒川一雄一(神岡地域)



広報委員 佐々木茂治(南外地域)

※こちらのご紹介コーナーは、今後も継続する予定です。



ますので今後ともご指導よろしくお願いいたします。

広報委員 大西 茂雄
(仙北地域)

「人・農地プラン」の作成には農業委員会がお手伝いします。

大仙市では、今年度より人と農地の問題を解決するための「人・農地プラン」の作成に取り組んでいます。農業委員会では、中心となる経営体の位置付けや農地の集積、耕作放棄地の防止活動等に関し、農地・農業の守り手として市町村など関係機関、団体と連携してプラン作成に取り組んで参ります。

平成24年度 大仙市農作業標準賃金・料金表(秋作業抜粋)

区 分		単 位	金額(円)	備 考
一般農作業		1日	6,500	・作業時間は8時間とし、賄いはなしとします。
トラクター	耕 起	整理田	5,300	・新規転作田の場合は別途協議願います。
		未整理田	5,800	
		畑	5,800	
コンバイン	刈 取	整理田	15,000	・すみ刈は含みません。
		未整理田	16,000	
	一貫作業	整理田	26,500	・一貫作業は刈取から調整までとします。
		未整理田	28,500	
籾 運 搬		10a	1,500	
籾 乾 燥			950	
籾摺り・調整		60kg	450	
精 米			600	
オペレーター		1時間	1,300	
地上防除		10a (1回)	1,000	・農薬代は別途料金とします。

※この表は標準ですので、圃場等の状況を考慮し料金を決めてください。
 ※この料金表には消費税が含まれています。 ※未整理田とは30a未満の圃場をいいます。

大仙市農業委員会農地賃借料情報 (H23年1月~12月に締結された賃借料のデータ)

◎田の情報ですが、畑については提供できる情報が少ないことから表記しません。 (10a当たり:円)

地 域 名		平均額	最高額	最低額	データ数	
東 部 地 区	大 曲 地 域	圃場整備内	19,600円	23,000円	12,000円	590
		圃場整備外	16,600円	25,000円	9,000円	687
	中 仙 地 域	圃場整備内	19,400円	26,000円	13,000円	488
		圃場整備外	15,600円	20,000円	9,000円	408
	仙 北 地 域	圃場整備内	20,100円	30,000円	17,000円	583
		圃場整備外	17,600円	20,000円	9,000円	144
太 田 地 域	圃場整備内	18,800円	25,000円	9,000円	413	
	圃場整備外	16,600円	23,000円	9,000円	111	
(参考) 大仙市東部地区平均		圃場整備内	19,500円			
		圃場整備外	16,400円			

地 域 名		平均額	最高額	最低額	データ数	
西 部 地 区	神 岡 地 域	全 域	15,300円	21,500円	8,000円	617
		刈 和 野	12,800円	19,200円	10,000円	44
	西 仙 北 地 域	土 川	10,800円	15,000円	8,000円	108
		大 沢 郷	12,300円	23,800円	8,500円	264
		強 首	16,600円	25,600円	7,000円	519
	協 和 地 域	荒 川	13,000円	19,000円	10,000円	85
		峰 吉 川	13,600円	18,000円	10,000円	26
		船 岡	11,300円	12,800円	10,000円	42
	南 外 地 域	淀 川	16,800円	25,600円	8,000円	355
		南 楢 岡	13,700円	19,000円	8,000円	171
		外 小 友	11,100円	17,600円	10,000円	141
	(参考) 大仙市西部地区平均		13,400円			

※西部地区のほ場整備の区分は設けていません。

農地Q&A

植林転用とは

Q 私の所有している田畑は、山間部にあり、耕作を行うことが、年々困難となってきました。そのため、植林転用したいと考えますが、認められるでしょうか。

A 植林転用も農地の転用に該当します。農地の転用は、許可が必要です。

転用の許可の基準については「立地基準」と「一般基準」があります。まず、「立地基準」ですが、これは当該農地が「農用地区内にある農地（農振農用地）」、「甲種農地」、「第1種農地」、「第2種農地」、「第3種農地」のどの区分に該当するのかが（あるいはいずれにも該当しないのか）により異なってきます。そこで、まず植林転用したいという田畑が、どの区分に該当するのかが確認する必要があります。（判断については、農業委員会にご相談下さい）

「一般基準」は立地基準に適合する場合であっても、一般基準に適合していなければ農地の転用は許可されません。質問の植林転用の場合、以下のす

べてに該当しなければなりません。

- ① 申請地が鳥獣被害など営農条件の劣悪な中山間地域にあると認められる場合
 - ② 自己転用の場合、申請者の高齢化および鳥獣被害などの理由で、植林して土地を管理することが適正であると認められる場合
 - ③ 権利の移動が伴う転用の場合、転用者の職業が林業等で、その経営する森林と一体として利用をする場合など転用の必要性、確実性が確認できる場合
- ※したがって、ご質問の農地が立地基準に適合し、さらにこれらの基準を満たせば、植林転用が認められる可能性があるでしょう。

全国農業新聞

経営とくらしに役立つ
情報をお届けします！
農家のための情報誌
『全国農業新聞』

- ◆発行日 週一回（金曜日）
- ◆発行元 全国農業会議所
- ◆購読料 月600円
- ◆送料 税込み

○お申込みは、
農業委員会事務局
または各分室まで

農地に係る贈与税の納税猶予制度が改正されました！

<改正の概要>

受贈者が贈与者の生存中に営農を停止し、他の農業者に特定貸付けを行った場合でも納税猶予を継続。

特定貸付け（基盤法による貸付け）の概要（贈与税）

○贈与税の納税猶予の期間が一定年数以上である受贈者が、納税猶予の適用を受ける農地について、農業経営基盤強化促進法に基づく事業による貸付け（「特定貸付け」といいます。）を行った場合において、特定貸付けを行っている旨等を記載した届出書を貸付けを行った日から2ヵ月以内に税務署長に提出した場合には、納税猶予が継続されます。

特定貸付けを行うための要件

適用対象者

○納税猶予の適用に係る贈与税の申告書の提出期限から農地等の貸付けを行った日までの期間が10年（当該貸付けを行った日において65歳未満の受贈者にあつては20年）以上の受贈者

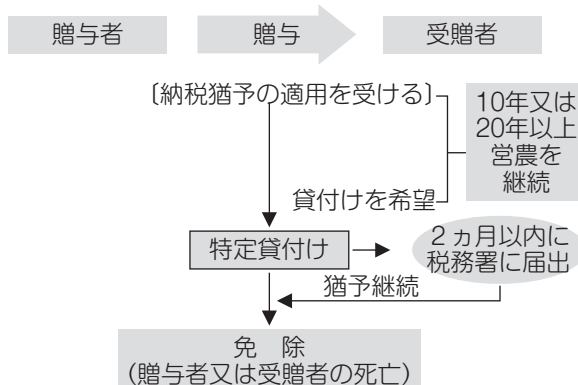
貸付け手法

○農業経営基盤強化促進法に基づく次の事業による貸付け

- ① 農地保有合理化事業
- ② 農地利用集積円滑化事業
- ③ 利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）

※①、②の貸付けには農地法第3条許可による貸付けも含まれます。

特定貸付けの仕組み



※詳しくは農業委員会までお問い合わせ下さい。

協力員名簿

農業委員同様お気軽にご相談下さい。

地域	氏名	住所
大曲	藤田 廣一	大曲字小貫
	近江 盛基	花館上町
	大友 一夫	内小友字伊豆沼
	田口 憲壽	蛭川字石山下
	高橋 勝範	下深井字樋渡道の上
	藤嶋 祐虎	四ツ屋字草刈野
	鎌田 敏之	角間川町字木内
神岡	齊藤 亘	神宮寺字大浦
	今野 明彦	神宮寺字蒲
西仙北	高橋 博	刈和野字竹花
	小木田 好	土川字雁田沢
	田村 明雄	大沢郷宿字秋通
	大友 金己知	金山沢字堤の下
中仙	柴田 喜隆	長野字神林
	草薨 芳夫	清水字下黒土
	高橋 勝則	豊川字上八丁堀
	藤澤 進	大神成字山回
協和	進藤 正巳	協和荒川字下中野
	工藤 壽次	協和小種字下鏡台
	佐藤 正	協和峰吉川字高寺
	田村 勉	協和船岡字沢内
南外	佐々木 正市	南外字上荒又
	渡部 良太郎	南外字北田山田ヶ沢
仙北	佐藤 文一	橋本字中井村
	原 隆新	板見内字千刈田
太田	高橋 久昭	太田町太田字惣行館野
	田口 雅和	太田町国見字碓

【敬称略・順不同】

農業委員名簿


地域の農地相談を受ける農業委員の皆さんです。

地域	氏名	住所	
大曲	三浦 功	花館字下大戸	
	小松 亥佐夫	内小友字宮林	
	進藤 重孝	六郷西根字大保	
	中野 久男	藤木字下野中	
	伊藤 隆康	高関上郷字中貫	
	小松 憲司	四ツ屋字楡田	
	井上 時雄	内小友字山根	
	佐藤 昇	角間川町字前田	
	松本 久明	大曲戸巻町	
	渡邊 敏雄	川目字町東	
神岡	判田 勝補	大曲西根字小館	
	黒川 雄一	神宮寺字宇留井谷地	
西仙北	渡部 忠行	神宮寺字中瀬古川敷	
	石山 礼蔵	北楯岡字北楯岡	
	田口 繁	寺館字常野	
	佐々木 忠永	北野目字北野目	
	佐々木 慧	円行寺字大場台	
	菅原 廣太郎	土川字大野前田	
	佐々木 京子	大沢郷宿字椒沢	
	後藤 健敏	土川字高林	
	佐藤 誠悦	豊岡字古川端	
	岩田 長市	鑓見内字小鳥田	
中仙	田村 誠市	豊川字堂ノ前	
	鈴木 清敏	豊川字熊ノ堂	
	鈴木 静男	鑓見内字野中	
	伊藤 俊雄	上鶯野字新関	
	高橋 章夫	長野字狐塚	
	細谷 精悦	清水字野口田中	
	加藤 孝悦	協和峰吉川字岩瀬	
	鈴木 正雄	協和下淀川字中里	
	加藤 久孝	協和船岡字上一ノ渡	
	安田 恭夫	協和中淀川字上宿	
南外	茂木 靖雄	協和稻沢字垣ノ根	
	佐藤 吉男	南外字下袋	
仙北	伊藤 又工門	南外字下木直	
	佐々木 茂治	南外字無尻橋	
	小松 強	堀見内字東谷地村	
	土井 文夫	払田字下払田	
	大西 茂雄	高梨字一ノ坪	
	伊藤 稔	横堀字表木	
	齋藤 久人	戸地谷字嶋田	
	佐々木 秀治	横堀字川戸賀	
	太田	谷 口 章	太田町川口字中村
		小松 一男	太田町東今泉字中村
長澤 信徳		太田町駒場字羽黒堂	
泉 芳博		太田町齊内字南台	
	高橋 剛	太田町三本扇字篠沢	

【敬称略・順不同】

申請内容	締切日	許可書交付日
農地の権利移動の許可(農地法第3条)	毎月20日	総会終了後1週間以内
農地転用の許可(農地法第4・第5条)		翌月30日前後
農用地利用集積計画に関する申請		告示日(10日前後)終了後1週間以内
買受適格証明申請		総会終了後1~2日後

各種申請書の提出締切日と許可書の交付日は基本的には左記のとおりです。



許可申請の締切日等

事務局(神岡支所内) … 0187-72-4611(直)

大曲分室(本庁内) …… 0187-63-1111(代)

西仙北分室 …………… 0187-75-2966(直)

中仙分室 ……………… 0187-56-2325(直)

協和分室 ……………… 018-892-3694(直)

南外分室 ……………… 0187-74-3001(直)

仙北分室 ……………… 0187-63-3003(代)

太田分室 ……………… 0187-88-1115(直)

農業委員会へのお問い合わせ

農業者年金相談コーナー

Q&A新制度編

Q 加入要件を教えてください。また、農業法人の構成員は、加入できますか。

A 国民年金第1号被保険者(自営業者・農業者とその家族、学生、無職の方)であり、かつ、国民年金保険料の免除を受けておらず、農業に年間60日以上従事している60歳未満の方が、加入することができます。

加入できる期間は、60歳に到達する日(60歳の誕生日の前日)までとなります。60歳に到達する日が属する月の前月分までは保険料を納めることができます。

農業法人の構成員については、旧制度の加入対象は法人として農地を保有している農業生産法人の構成員(組合員、社員又は株主)に限られておりましたが、新制度では、法人として農地を保有していない農業を営む農業法人の構成員についても、その構成員が国民年金第1号被保険者であり、かつ、国民年金保険料の免除を受けておらず、農業に年間60日以上従事している60歳

未満の方であれば加入することができます。

なお、農業法人の構成員であってもその法人から給料が支払われている場合は、被用者年金加入者(国民年金第2号被保険者)となりますので、農業者年金に加入できません。

詳しくは、農業委員会事務局及び各分室窓口へお問い合わせください。また、加入申請は、JAにお願いします。

Q 保険料納付済期間等が20年以上となる見込みがなくても加入できますか。

A 新制度においては、加入するための期間要件はなく、例えば、加入を申し込んだ日から60歳到達日までに保険料納付が1カ月しかできなくても加入することができます。

ただし、政策支援を受けるためには、保険料納付済期間等と60歳までの期間との合計が20年以上が必要です。

詳しくは農業委員会事務局及び各分室へお問い合わせ下さい。

編集後記

大曲の古四王神社の近くに、鳥海山と秋田駒を直線で結んだ真ん中に自分が立っていると思える地点がある。秋晴れの朝、一面黄金色に染まった田園と、くつきり映える山陵にしばし見とれる時がある。

そんな日の午前、今年の米価(仮渡し金)決定の報があり、十年前の価格に近い大幅引き上げになった。昨年産米の流通事情(特に大震災の影響)をある程度察していたので、なぜか格別な驚きはなかった。

ましてや、八月末に福島市で開催された東北・北海道農業活性化フォーラムに参加し、福島、宮城両県の大津波と原発被災地の生々しい状況報告と復興に向けて、前進努力する旨の発表を聞いて来たばかりの私としては単純に喜べない誠に複雑な気持ちである。正月来の豪雪、四月四日の爆弾低気圧の強風、そして猛暑続きでついにはあの玉川ダムの底まで見えた。昨年に続き本年も何と印象的な年であろうか。あとはどんな事情があるにせよ自然相手の農業者として収穫の喜びは一緒である。とにかく無事故で作業に汗したい事と、間もなく開催される「全国農業担い手サミットinあきた」が成功裏に終えん事を祈るばかりである。

広報委員 渡邊 敏雄
(大曲地域)



大仙市 農業委員会だより【第三号】

発行／大仙市農業委員会

〒019-1170-1

秋田県大仙市神宮寺字蓮沼16-13

編集／大仙市農業委員会広報専門委員会
TEL0187(72)4611
印刷／(株)仙北印刷所